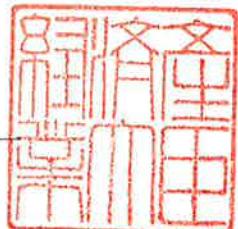


# 経済産業省

20150903製第7号  
平成27年9月28日

株式会社S E P I N O  
代表取締役 井上 宗士 殿

経済産業大臣 宮沢 洋一



## 規制について規定する法律及び法律に基づく命令の解釈等に関する 回答書

2015年9月3日付けで別添により確認の求めのあった件について、下記のとおり回答します。

### 記

#### 1. 法令の解釈又は新事業活動等に関する法令の適用関係及びその理由

【確認事項1】について、高圧ガス保安法第三条第一項第一号により高圧ガス保安法の適用除外となる「高圧ボイラー」は、次の三つの要件の全てを満たすものという解釈・運用を行っている。

- (1)火気、高温ガス又は電気を熱源とするものであること。
- (2)水又は熱媒を加熱して蒸気又は温水を作る装置であること。
- (3)蒸気又は温水を他に供給すること。

今般、照会のあったシステムは、(3)を満たしていないため、同号に規定する「高圧ボイラー」には該当せず、従って、高圧ガス保安法の適用除外とはならない。なお、「高圧ボイラー」の解釈については、今後、速やかに通達により明確化することとしたい。

【確認事項2】について、照会のあったシステムについては、一定量の溶剤を装置内に投入して運転を開始し、閉鎖系内で分離処理を行い、運転停止後に脱水済み溶剤を取り出すことから、本システムはバッチプロセスと認められる。本システムの処理能力算定にあたっては、一般高圧ガス保安規則第二条第十八項ト(ロ)の「バッチ処理釜」の計算式を用いて差し支えない。

#### 2. 現行規定において、新事業活動等の一部若しくは全部の実施が可能である場合にはその範囲又は実施が可能となるための方策がある場合はその内容。 特になし。

#### 3. その他

特になし。

(注)

本回答は、確認を求める対象となる法令（条項）を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提として、現時点における見解を示したものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。